

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年 6 月20日

【会社名】 ニデック株式会社

【英訳名】 NIDEC CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長執行役員（最高経営責任者）岸田 光哉

【本店の所在の場所】 京都府京都市南区久世殿城町338番地

【電話番号】 075-935-6100（部署直通）

【事務連絡者氏名】 総務部長 石田 哲

【最寄りの連絡場所】 京都府京都市南区久世殿城町338番地

【電話番号】 075-935-6100（部署直通）

【事務連絡者氏名】 総務部長 石田 哲

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

2024年6月18日開催の当社第51期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2024年6月18日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

新経営体制を踏まえ、「株主総会および取締役会の運営」見直しを行い、現行定款第13条および第21条に定める株主総会および取締役会の招集権者および議長を変更するものであります。

当社を取り巻く環境変化に応じた最適な業務執行体制を実現するため、役付取締役選定の柔軟性を確保することを目的として、現行定款第20条第2項を変更するものであります。

第2号議案 監査等委員でない取締役6名選任の件

永守 重信

岸田 光哉

小部 博志

佐藤 慎一

小松 弥生

酒井 貴子

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

村上 和也

落合 裕之

山田 文

梅田 邦夫

第4号議案 監査等委員でない取締役等に対する業績連動型株式報酬等の額および内容改定の件

社外取締役および監査等委員である取締役を除く当社の取締役、執行役員および同等の地位を有する者を対象とした本制度の内容一部改定、また報酬枠を改めて設定するものであります。

(3) 株主総会決議事項に対する結果等

| 株主総会 決議事項 | 賛成 (個) | 反対 (個) | 棄権 (個) | 出席議決 権数 (個) | 賛成率 (%) | 決議 結果 | |
|--------------|-----------|-----------|-----------|-------------------|------------|----------|----|
| 第1号議案 | 4,728,366 | 10,111 | 2 | 4,738,479 | 99.79 | 可決 | |
| 第2号議案 | 永守 重信 | 4,568,042 | 168,883 | 1,656 | 4,738,581 | 96.40 | 可決 |
| | 岸田 光哉 | 4,677,316 | 59,609 | 1,656 | 4,738,581 | 98.71 | 可決 |
| | 小部 博志 | 4,641,683 | 95,240 | 1,656 | 4,738,579 | 97.96 | 可決 |
| | 佐藤 慎一 | 4,576,136 | 160,791 | 1,656 | 4,738,583 | 96.57 | 可決 |
| | 小松 弥生 | 4,576,264 | 160,663 | 1,656 | 4,738,583 | 96.57 | 可決 |
| | 酒井 貴子 | 4,695,335 | 41,591 | 1,656 | 4,738,582 | 99.09 | 可決 |
| 第3号議案 | 村上 和也 | 4,503,183 | 235,233 | 101 | 4,738,517 | 95.03 | 可決 |
| | 落合 裕之 | 4,503,473 | 234,943 | 101 | 4,738,517 | 95.04 | 可決 |
| | 山田 文 | 4,439,228 | 299,190 | 101 | 4,738,519 | 93.68 | 可決 |
| | 梅田 邦夫 | 4,701,897 | 36,528 | 101 | 4,738,526 | 99.23 | 可決 |
| 第4号議案 | 4,726,788 | 11,862 | 2 | 4,738,652 | 99.75 | 可決 | |

(注) 1. 可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席、また第1号議案は出席した株主の議決権の3分の2以上の賛成、第2号議案、第3号議案、第4号議案は出席した株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 出席議決権数とは、議決権行使書(インターネット等による行使を含む。)による事前行使の議決権の数及び当日出席した株主の議決権の数(当社が賛成、反対及び棄権の確認ができたもの)の合計であります。従いまして、後記(4)のとおり一部未集計の票があるため、上記の賛成、反対及び棄権の各個数の合計と出席議決権数は、一致しません。

(4) 前記(3)の議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

議決権行使書(インターネット等による行使を含む。)による事前行使及び当日出席の株主のうち当社が賛成、反対及び棄権の確認ができたものにより、各議案の可決要件を満たしております。よって上記賛成、反対及び棄権の各個数には、当日出席株主のうち当社が賛成、反対及び棄権の確認ができていないものの議決権の数は含まれておりません。